

「京都市立養徳小学校プール事故調査報告書」を踏まえた安全管理の一層の徹底について

1 一層の安全管理徹底のための取組（全体概要）と提言の該当箇所

- (1) 「水泳指導の手引」「安全管理指針」を踏まえた安全管理の徹底
【報告書 P 2 4 7～2 5 0】
- (2) 緊急時を想定した教職員のシミュレーション訓練のための教材等の整備
【報告書 P 2 1 2～2 1 3, 3 0 3】
 - ア 救急救命研修用映像教材の作成（DVDを全小学校に配分）
 - イ 児童タイプの心肺蘇生訓練用人形の配備（新規20体）
- (3) 緊急時対応のための「救急救命図解プレート」の作成（全小学校に5枚配分）
【報告書 P 2 1 2～2 1 3】
- (4) 安全な水泳指導徹底のための指導内容・指導方法の充実・改善
【報告書 P 2 1 4, 2 4 7～2 5 0】
 - ア 「京都市スタンダード（指導計画）」の改訂
 - イ 「オレンジ色の水着」の活用状況の調査・研究
- (5) 「学校危機管理官」を中心とする水泳指導の安全点検・指導体制の整備
【報告書 P 2 1 3】
- (6) 低学年児童に対する適切な水位設定のための「プールフロア」の試行導入（5校）
【報告書 P 2 4 7】
- (7) 衛生環境向上のための「満水（オーバーフロー）」設定の導入（期間中2回程度）
【報告書 P 2 4 8】
- (8) 夏季休業期間中の水泳指導における記録体制（ビデオカメラ等）の整備・活用
【報告書 P 2 1 2】

2 一層の安全管理徹底のための取組（実施内容）

(1) 「水泳指導の手引」「安全管理指針」を踏まえた安全管理の徹底

報告書では、事故原因として「水位上昇等による溺水リスクがあるにも関わらず、各教員が情報・認識を共有せず、監視と指導の役割分担が不明確なまま、適切な方法による監視を学校が徹底して行わなかったという『監視体制の不備』」が指摘されている。

指摘を踏まえ、平成25年3月に策定した「小学校における水泳指導の手引」「小学校の水泳指導における安全管理指針」で示したア～ウの3点について引き続き徹底すると

ともに、今後、全小学校に対する教職員研修等を通じてエ〜クの取組を進める。

- ア 組織的・計画的な取組の徹底や教職員の事前・事後のミーティングによる情報共有
【手引 P 2～5, 33】 【指針 P 4, 5】
- イ 学年等に応じた無理のない水位設定
【手引 P 10～11】 【指針 P 8～9】
- ウ 監視者と指導者を明確に分けかつ最低限必要な監視人数を確保して万全の監視体制で臨むこと
【手引 P 13～14】 【指針 P 10～12】
- エ 24年度に全校配備した監視台の活用
【指針 P 10～12】
- オ 大型フロートの原則使用禁止
【手引 P 15】 【指針 P 13】
- カ バディ・システムの導入や個別練習へのきめ細かな対応
【手引 P 35】 【指針 P 14】
- キ 緊急時の対応マニュアルに即した迅速・的確な救急救命行為を徹底するための教職員の研修・訓練
【手引 P 30～31, 42～43】 【指針 P 16～17, 22～23】
- ク PTA等、地域の各種団体がプール開放事業を実施する地域において、監視や水位、用具の仕様等、「手引」や「指針」の趣旨を学校と地域で共通理解を図る

(2) 緊急時を想定した教職員のシミュレーション訓練のための教材等の整備

ア 救急救命研修用映像教材の作成（全小学校分）

教職員が躊躇せず迅速・的確に救急救命活動を実施できるよう、各校で繰り返しシミュレーション訓練を行うため、「緊急時の対応マニュアル」に即したオリジナルのDVD教材を作成。学校プールでの事故を想定し、発生直後から救急搬送までの適切な救急救命活動を繰り返しトレーニングできる内容で、事故後の早い段階から情報収集に努めて記録を残しておくこと等も示した。（※消防局監修、時間は約19分）

27年3月に全小学校に配布するとともに、京都市総合教育センターの総合教材ポータルサイトにおいて、その他の校種においても閲覧可能とした。

イ 児童タイプの心肺蘇生訓練用人形の配備（新規20体）

救急救命活動の実地訓練用に、小学校低学年の体格に合わせた「児童サイズの心肺蘇生人形」を体育健康教育室に配備し、校内研修等で活用するために平成27年4月から各校園への貸出を開始。



(3) 緊急時対応のための「救急救命図解プレート」の作成（全小学校に5枚ずつ配布）

プールサイドで教職員が手順を確認しながら救急救命活動に取り組むことができるよう、心肺蘇生法の手順を分かりやすく図解したプレートを平成27年3月に全小学校に

配布。

(※A4サイズのプラスチック製プレートとし、水泳指導時の必携品として、緊急時にすぐに手元に置いて、心肺蘇生法などを速やかに実行できるようにするもの。)

(4) 安全な水泳指導徹底のための指導内容・指導方法の充実・改善

ア 「京都市スタンダード（指導計画）」の改訂

平成26年度中に「京都市スタンダード」を改訂し、体育教科の全単元に「事故防止・安全配慮の注意事項」を明記。

また、水泳の領域においては、体格差等に応じた「プールの場の活用例」を具体的に図示し、水辺での「水上安全」（ウォーターセーフティ）の内容を加えるとともに、「プールのきまり」の具体例を明示した。

一方、「波起こし」や「渦つくり」「大型フロート使用」等の危険性を明記するなど、学校現場での一層安全な水泳指導を実践するための指導計画となるよう改訂を行った。

イ 「オレンジ色の水着」の活用状況の調査・研究

プール内の児童の視認性を高め、教職員による監視が行き届くようにするために、児童が着用する水着について、現在の一般的な紺色ではなく、水中で目立つ色と言われるオレンジ色の水着の活用導入について、今年度中に他都市事例の検討を行う。

(5) 「学校危機管理官」を中心とする水泳指導の安全点検・指導体制の整備

夏季休業期間中の水泳指導を中心に、学校事故に備えた各校の危機管理体制の点検・評価、指導・助言等を行う外部の専門家等による「学校危機管理官」を平成27年4月から配置し、安全管理体制を整備した。

(※学識経験者等の助言の下、水泳指導計画の点検や水泳指導期間中の巡回指導、事故発生時の緊急対応シミュレーション研修の指導・助言等を行う。)

<学校危機管理官>

野村照夫（京都工芸繊維大学基盤科学系教授、日本水泳連盟参与・医科学委員）

尾張惣一（京都市教育委員会体育健康教育室参与）

(6) 低学年児童に対する適切な水位設定のための「プールフロア」の試行導入

プールの部分的な低水位設定を行うための用具である「プールフロア」を平成27年3月に小学校5校に試行的に導入し、今年度、実際のプールへの設置パターンや使用個数、指導内容に応じた活用方法の例示、プールフロア下部への児童の潜り込みの危険性の有無・程度をはじめ安全管理上の留意事項など、プールフロアの具体的な活用方法等を明らかにするための調査・検討を行う。



(7) 衛生環境向上のための「満水（オーバーフロー）」設定の導入

これまでから、学校薬剤師による衛生検査や、循環ろ過装置などを活用した衛生環境の維持向上に努めているが、これに加え、報告書内容をふまえ、新規水を適切に補給し、オーバーフローを機能させるために、今年度から、一時的に満水状態となる水位設定を行うことで、一層の衛生環境の向上を図る。

(※安全管理のために、学年等に応じたきめ細かな水位設定を維持しつつ、水泳指導実施期間中に最低2回、児童がプールを使用していない時間帯に一時的に満水にし、オーバーフローさせる。)

(8) 夏季休業期間中の水泳指導における記録体制の整備

万が一の事故に備え、事故発生時の原因究明に役立てるために、各学校に記録用ビデオカメラを整備し、主に夏季休業期間中の水泳指導時を中心にプール状況の記録を行う。

なお、記録データの管理の徹底等をマニュアル化し、児童のプライバシー保護等に十分に配慮する。

3 事故後の対応について（報告書 P301～303 関連）

万一、事故が発生した場合、被害家族とのコミュニケーション窓口について、意思疎通に混乱をきたさないよう窓口を一元化することを原則としつつも、円滑にコミュニケーションを行うために必要がある場合は複数の窓口を用意するなど柔軟に対応するとともに、事実関係について正確な情報を収集するために必要がある場合は、児童に対しても、事故後の早い段階から専門の調査面接手法を用いて聴き取り調査等を実施し、その後、心のケアに取り組むこととするなど、事故後対応についても提言の趣旨を踏まえた取組に努める。